

表 1 (令和3年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【建設水道委員会】

〔事業費〕単位：千円

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	成果及び今後の対応等	成果品等の添付
1	R3	土木部 土木企画課	長崎市駐車場整備計画	708	R2.4 ～ R3.11	<p>本市の駐車場施策は、駐車場不足による渋滞発生を防止するため、平成6年に長崎市駐車場整備計画を策定し、交通施策の一環として、駐車場の総量確保に重点を置いた取組みを進めてきた結果、駐車場総量は着実に増加し、路上駐車は減少するなど一定の成果があがっている。</p> <p>一方、近年の人口減少や自動車利用のニーズの変化等も相まって、自動車保有台数の伸びは鈍化する中、駐車場の需要量と供給量の乖離が進行していくことが予想され、駐車場施策は転換期を迎えている。</p> <p>また、「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」の実現に向け、駐車場分野においても、まちづくりの方針に沿った、土地利用がしやすい環境づくりや、公共交通機関の利用促進に資する取組みが必要である。</p> <p>このようなことから、今後の本市の駐車場施策の方向性を定める計画を策定する。</p>	<p>計画策定にあたっては、長崎市都市交通審議会に意見を聴取しながら策定した。</p> <p>本計画の策定により、これまでの駐車場総量確保の取組みからまちづくりと連携した駐車場施策への転換を図り、駐車需要に即した駐車場の確保やまちづくりの方針に沿った駐車場施策を展開することができる。</p>	なし (配布済)
2	R3	土木部 土木企画課	長崎市バリアフリーマスタープラン、 長崎市第2期バリアフリー基本構想	5,540	R元.7 ～ R3.11	<p>本市においては、バリアフリー法に基づき平成26年に長崎市バリアフリー基本構想を策定し、関係機関とともにハード・ソフト両面におけるバリアフリー化を推進しているが、現基本構想の目標年次が令和2年度となっていること、また、バリアフリー法の改正によりバリアフリーマスタープラン制度が創設されたことを踏まえ、バリアフリー化の考え方を示すバリアフリーマスタープランと具体の事業計画を示すバリアフリー基本構想を策定する。</p>	<p>計画策定にあたっては、長崎市移動等円滑化推進協議会に意見を聴取しながら策定した。</p> <p>これらの計画は、主に既存施設を対象とした計画であり、計画策定により、既存施設の面的・一体的なバリアフリー化を促進することが可能となる。</p>	なし (配布済)
3	R3	まちづくり部 公共交通対策室	長崎市地域公共交通計画	0	R2.11 ～ R3.8	<p>持続可能な公共交通の維持に向け、国が定める基本方針や、令和2年6月に策定した長崎市公共交通総合計画に基づき、行政と事業者や関係者が連携・協力し、公共交通ネットワークのあるべき姿を明らかにしつつ、取り組むべき実施施策を示す計画を策定する。</p>	<p>地域公共交通計画の方針に沿って、市内バス事業者において共同経営計画が策定され、令和4年4月より市内の一部路線において運行の適正化が実施されている。</p> <p>また、移動手段の確保が特に危惧されている東部地区を対象に、本計画に基づく具体的な施策の実施に向けた長崎市地域公共交通利便増進実施計画の策定を進めている。</p>	なし (配布済)

※ 空白ページ

表 2 (令和4年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【建設水道委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
1	R4	まちづくり部 都市計画課	長崎都心まちづくり構想	5,000	R4.4 ～ R5.3	<p>本市の都心・臨海部のまちづくりは、昭和61年に県が策定したナガサキ・アーバン・ルネッサンス2001構想をベースに進められ、その結果、水辺の森公園や県美術館などウォーターフロントの整備が進み、長崎駅周辺の整備着手をもって平成18年にその役割を終えることが関係機関で確認された。</p> <p>その後、浦上川左岸部や長崎港周辺では、長崎駅周辺再整備やスタジアムシティ計画など、今後のまちづくりに大きなインパクトを与える新たなプロジェクトが実現、あるいは加速しようとしている。</p> <p>今後の本市の発展のためには、こうした各種の大型プロジェクトから生じる効果を、「まちなか」を含む都心部全体に波及させる必要があるため、こうしたプロジェクトが進む都心部を土地利用の特徴に応じてエリア分けし、エリア毎に将来のまちづくりの方向性を示しつつ、これらを有機的に連携させ、新たな施設から生まれる効果を都心部全体の活性化に繋げることを目的に、都心部全体を俯瞰した将来のまちづくりの方針となる「長崎都心まちづくり構想」を策定する。</p>	<p>計画策定にあたっては、「都心まちづくり構想策定検討委員会」や関係者等との意見交換を経て策定する。</p> <p>本構想の策定によって、国、県、市をはじめ、市民や経済界が将来のまちづくり方針を共有することで、プロジェクトや民間事業の有機的な連携による都心全体への経済効果の波及と着実な事業推進を図る。</p>
2	R4	まちづくり部 都市計画課	長崎市立地適正化計画	17,766	R4.4 ～ R5.9	<p>長崎市都市計画マスタープランに掲げる将来都市構造（ネットワーク型コンパクトシティ）の実現に向けて、平成30年4月に策定した長崎市立地適正化計画について、概ね5年ごとに見直しを行うこととしているため、改訂する。</p>	<p>令和4年度は、策定後の土地利用の変化や人口の動向、災害レッドゾーンの指定・解除の状況、防災指針の策定等に関する調査・分析を実施し、令和5年度に都市計画審議会への意見聴取を経て公表する。</p> <p>立地適正化計画の改訂により、将来都市構造「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」の都市づくりを推進し、安全・安心で快適な暮らしが続けられる都市をめざす。</p>